

浜松市内に本店を置く業者の皆様へ

建設工事に関する手続き等の主な改正点についてお知らせします。

建設工事優秀技術者の表彰について

○1件500万円以上の工事で、評定点上位の工事に配置された技術者(10人程度)を表彰します。

平成25年度完成工事の評定点を基に選考し、平成26年度に優良工事施工業者表彰と併せて表彰します。

内容については、要綱等更新情報「浜松市建設工事優良技術者選考要領」をご覧ください。

特定建設工事共同企業体の工事評定点について

○特定建設共同企業体で行った工事の評定点を、それぞれの構成員の工事成績とします。

平成25年度完成工事分の評定点からそれぞれの構成員の成績とします。

簡易水道・飲料水供給施設工事の部門の取扱について

○上下水道部が主管課となる簡易水道・飲料水供給施設工事は、水道部門の実績とします。

平成25年4月1日からの発注分を水道部門で整理します。

建設工事の種類について

○平成25・26年度入札参加資格審査定期申請(平成24年11月実施)から、建設業法による28種類と水道管に、工作物解体、法面・落石防止が追加されました。

工作物解体と法面・落石防止は、とび・土工・コンクリートから分離させたもので、とび・土工・コンクリートの建設業許可と経審点を取っていれば登録が可能です。

この種類に登録を忘れた方は、「入札参加資格登録変更届」でいつでも追加登録ができますので手続きをお願いします。